

子会社の決算情報

法	金融商品取引法
施行令	金融商品取引法施行令
取引規制府令	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
連動子会社	上場会社等が発行する株式であって、その剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社（取引規制府令 49 条 11 号、施行令 29 条 8 号）

子会社の決算情報が「重要事実」に該当するのは、①子会社自身が「上場会社等」に該当する場合、②子会社が「連動子会社」に該当する場合（子会社連動株式に係る売買等をする場合に限る）に限られる（法 166 条 2 項 7 号、取引規制府令 55 条 1 項）。

	項目	重要基準
1	売上高	新たに算出した予想値または当事業年度の決算における数値が、直近予想値（ない場合は前事業年度の実績値）から 10%以上増減したこと（取引規制府令 55 条 2 項 1 号）
2	経常利益	新たに算出した予想値または当事業年度の決算における数値が、直近予想値（ない場合は前事業年度の実績値）から 30%以上増減し（直近予想値（ない場合は前事業年度の実績値）がゼロの場合はすべてこの基準に該当する）、かつ、その増減額が前事業年度末日における純資産額・資本金額のいずれか少なくない金額の 5%以上であること（取引規制府令 55 条 2 項 2 号）
3	純利益	新たに算出した予想値または当事業年度の決算における数値が、直近予想値（ない場合は前事業年度の実績値）から 30%以上増減し（直近予想値（ない場合は前事業年度の実績値）がゼロの場合はすべてこの基準に該当する）、かつ、その増減額が前事業年度末日における純資産額・資本金額のいずれか少なくない金額の 2.5%以上であること（取引規制府令 55 条 2 項 3 号）